

出席停止について

学校において予防すべき感染症について、以下の表にあるように法律で定められています。これらの病気については学校長の判断で「出席停止」となり、お休みされても欠席扱いにはなりません。

病院でこれらの病気と医師に診断された場合は、すぐに学校にお知らせください。また、病気が治り登校する場合には、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については罹患報告書が必要です。インフルエンザ罹患報告書・新型コロナウイルス感染症罹患報告書は、保護者で記入し登校時に提出してください。その他の感染症については治癒証明書が必要です。治癒証明書については、病院で記入してもらい登校時に提出してください。これらの書類に基づいて、出席停止の扱いとさせていただきます。

※学校のホームページからも、ダウンロードできます。必要に応じてご利用ください。

学校保健安全法

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

	病名	出席停止期間の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフトリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ※「インフルエンザ罹患報告書」が必要	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症 ※「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」が必要	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		

第 3 種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
-------------	---	-----------------------------------

※ 病状には個人差があるので，出席停止期間については学校医またはその他の医師の指示によるものとする。

※ 第3種の「その他の感染症」は，溶連菌感染症やマイコプラズマ肺炎など流行等に応じて出席停止とするものがあります。